

ケアハウスしいの木の郷

重要事項説明書

# ケアハウスしいの木の郷

## 重要事項説明書

<令和 7年 4月 1日 現在>

### 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-949-4120 (9時~18時まで)

担当 堀切 三恵 \* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2 ケアハウスしいの木の郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類 軽費老人ホームサービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	ケアハウスしいの木の郷
所在地	埼玉県三郷市番匠免 1-314

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名 (1)	サービス管理全般	1名 (1)
生活相談員	1名 ( )		生活上の相談等	1名 ( )
介護職員	1名 ( )	2名 ( )	生活上の援助等	3名 ( )
管理栄養士		1名 (1)	栄養管理等	1名 (1)
事務職員		1名 (1)	一般事務・料金請求等	1名 (1)

( ) 内は兼務

#### (4) 施設の設備の概要

居室	24室	簡易キッチン	1箇所
		クローゼット	1箇所
		洗濯機置場	1箇所
		トイレ	1箇所
		非常用呼出ボタン	2箇所
食堂兼集会所	1箇所	リフレッシュルーム	1箇所
浴室	男・女1箇所	個浴	1箇所

### 3 サービス内容

#### ①個別処遇計画の立案

…生活相談員と介護職員が協議して計画をたて、入居者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

#### ②食事…食事時間等はおのとおりで。

朝食 8:00～8:30

昼食 12:00～12:30

夕食 18:00～18:30 おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきますが、入居者の状態に応じて居室配膳も可能です。

- ・あらかじめ申し出があった場合には、衛生上または管理上許容可能な時間まで食事を取り置くことができます。
- ・前日の12時までに申し出ることにより、食事の提供を止めることができます。

#### ③入浴…入浴時間は次のとおりです。

14時00分～17時00分

入居者に対する個別の入浴介助は行っておりません。

- ・入浴介助が必要となった場合は、介護保険等の各種サービスを利用することができます。
- ・費用は入居者負担となります。

④生活相談…常勤の生活相談員に、日常生活や健康管理、行政機関からの通知等に関することを相談できます。

⑤緊急時の対応…体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに御家族等の緊急連絡先に連絡します。

⑥事故発生時の対応…事故発生時は速やかに必要な措置を行うとともに施設長へ報告し、指示を受けて対処します。

また、御家族等の緊急連絡先に連絡し、事故の状況・経過を報告します。

事故の経緯に関しては行政機関にも併せて報告します。

⑦損害賠償…事業者の責任により入居者に生じた損害については速やかにその損害賠償を行います。施設が加入している損害保険会社は「東京海上日動株式会社」です。

ただし、入居者の急な体調変化等、サービスの提供に起因しない場合を除きます。

⑧安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑨行政手続代行…行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、お申し出ください。

ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

⑩所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、お尋ねください。

⑪レクリエーション…歌に併せて体を動かすリハビリ体操や、書道教室があります。

⑫懇談会…重要なお知らせや、意見交換の場として月に1回懇談会を開催しています。

⑬その他のサービス…その他のサービスにつきましては、その都度ご相談させていただきます。

内容によっては別途料金がかかります。

## 4 利用料金

- ① お支払いいただく利用料金は、別紙料金表によります。

利用料金は国の定める基準に従って変更されます。

- ② 食事代の返金

前日の12時までに申し出たうえで、一日分の食事を欠食された場合は910円を返金いたします。

- ③ 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

## 5 入退居の手続

- (1) 入居手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

施設を見学していただき、入居を検討される場合は体験宿泊をしていただきます。

体験宿泊の後、入居の可否について協議させていただきます。

入居が決まりましたら利用契約を締結し、サービスの提供を開始します。

- (2) 退居手続

- ① 入居者のご都合で退居される場合

契約終了を希望する日の1ヶ月前までに別紙契約解除届けを提出してください。

契約終了日までに所有物の搬出・処分を行い、施設職員立ち合いのもとで居室の明け渡しを行います。

明け渡しの際に汚損・破損及び原状回復を要する箇所について確認させていただきます。

退居する際に、当施設の指定する業者によるクリーニングを実施いたします。

クリーニングの費用（55,000円）は入居者にご負担いただきます。

## ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・入居者が他の介護保険施設等に入所した場合……その翌日
- ・入居者がお亡くなりになった場合……その翌日

## ③ その他の契約終了について

- ・入居者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（請求月内）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、3ヶ月以内に支払わない場合、または入居者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了3ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・入居や収入認定にあたって虚偽の届け出を行ったとき。
- ・施設長の承諾を得ないで施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき。
- ・個別に日常生活上の援助（調理を除く）又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受けることができないとき。
- ・金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。
- ・その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了3ヶ月前までに文書で通知いたします。

## 6 当施設の特徴等

別添のパンフレットをご覧ください。

## 7 苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

### 苦情等相談窓口

#### 1 ケアハウスしいの木の郷

苦情解決責任者 施設長 篠田 實

苦情受付担当者 生活相談員 堀切 三恵

電話番号 048-949-4120

(受付時間 9時から18時)

#### 2 小阪 秀史 (第三者委員 社会福祉法人緑風会 評議員)

電話番号 048-952-1558

#### 3 牧 昇 (第三者委員 特別養護老人ホーム川里苑デメテル・ヴィラ 施設長)

電話番号 048-569-1001 (施設代表番号)

#### 4 三郷市役所 長寿いきがい課

電話番号 048-930-7788 (長寿いきがい係)

#### 5 国民健康保険団体連合会

電話番号 048-824-2568 (苦情相談専用)

※この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、第三者委員、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

令和 年 月 日

軽費老人ホーム利用開始にあたり、入居者及び身元保証人に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

所在地 埼玉県三郷市番匠免 1-314

名称 社会福祉法人 緑風会

ケアハウスしいの木の郷

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から軽費老人ホームの利用についての重要事項の説明を受け、同意しました。

入居者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(身元保証人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印